

## ○茨城県立医療大学附属病院サービス向上委員会要綱

(平成19年6月11日第4回病院幹部会)

平成29年5月29日第3回病院幹部会 改正

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、茨城県立医療大学附属病院サービス向上委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 看護部長
- (2) 診療部1名
- (3) 看護部4名（各ユニット1名）
- (4) リハビリテーション部2名
- (5) 医療技術部1名
- (6) 地域医療連携部 1名
- (7) 病院管理課1名
- (8) 病院長が指名する者

2 委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる所掌事項を協議する。

- (1) 職員の接遇向上に関する事
  - (2) 療養環境の改善に関する事
  - (3) 病院内の案内・掲示に関する事
  - (4) 患者満足度調査に関する事
  - (5) その他患者サービスの向上に関する事（他の委員会の所掌事項を除く）
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、看護部長をもってこれに充てる。

2 委員会には委員のうち互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。

2 委員会は、原則として隔月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員が出席不可能な場合には、各部署から代理者を出席させるものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の職員を委員会に出席させ、所掌事項に関し説明を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 事務局は議事録を作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、病院管理課で処理する。

(その他)

第8条 委員会は、所掌事項に関し定期的に院内を巡視するものとする。

2 委員会は、患者サービスの向上について病院長に建議することができるものとする。

付 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。